

会 議 録

名 称	令和元年度第7回目黒区男女平等・共同参画審議会
日 時	令和元年12月13日（金） 午後6時30分～午後7時55分
会 場	目黒区総合庁舎本館地下1階 第15会議室
出席者	（委員）神尾、小出、岩田、小林、山田、石塚、大本、片渕、佐藤、日吉、 久保、福田、宮田 （区側）総務部長、人権政策課長、事務局
傍聴者	なし（非公開）
配布資料	1 目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例改正骨子案（基本的考え方）についてのパブリックコメント実施結果（案） 資料1 （終了後回収） 2 「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」改正骨子（基本的考え方）（案） 資料2 （終了後回収） 3 令和元年度第6回目黒区男女平等・共同参画審議会会議録 4 であいきらり第70号
会議次第	1 開会 2 条例改正骨子案に係るパブリックコメントの結果報告 3 その他 4 閉会
会議の結果及び主要な発言	1 開会 会長が司会・進行 定足数の確認 2 条例改正骨子案に係るパブリックコメントの結果報告 資料1、資料2により人権政策課長が説明。 その後、意見交換を行った。意見交換の主な内容は以下のとおり。 （区側） パブリックコメントの実施結果に対する意見とともに、男女平等・共同参画審議会やオンブーズ、推進計画等の名称についても、現在の名称のままがよいのか、条例改正により変えた方がよいのか、併せてご意見を確認させていただきたい。 （委員） パートナーシップ制度に関連して、区民の間でも様々な意見があるとのことだが、具体的にはどのような意見があるのか。 （区側） 従来の家族制度が大切であるとする方々からは、導入に消極的な意見がある。他には、パートナーシップ制度で救われるのは、性的指向が非典型な方々の一部であり、もっと広く多様な性のあり方が尊重される施策を実施すべきであるという意見がある。また、パートナーシップ制度を導入しても法律と同様の効果を与えることはできないため、問題の抜本的な解決にはならないという意見もある。 （委員） 渋谷区や世田谷区で導入しているものも同じなのか。

(区側) 一般的には申請を受理することで、申請者の方々の気持ちを受け止めるという性質の制度であるが、渋谷区の制度は少し異なり、証明として発行している。

(委員) 条例で定めているのは理念であり、当事者は具体的な施策を求めている。その差が表れているのではないか。具体的な施策については、本条例の改正後、時期を見て進めていくべきである。

また、男女平等においてもそうだが、新しい視点を取り入れることも大切である。男性は仕事で女性は家庭にいるという考え方は、現在でもあり得るため、調整やバランスが必要である。

(区側) 本条例の構成は、前半で基本理念を定め、後半では推進施策についても規定している。

(委員) パートナーシップ制度についての対応区分は3よりも4や5になるのではないか。

(区側) パートナーシップ制度について意見を出された方の多くは、日常生活の中に困難を感じており、その困難を解消するための方法として導入を求めている。困難の解消は、具体的な事業を実施する中で取り組んでいきたいと考えており、意見の趣旨を踏まえて対応区分は3としている。

(委員) 男女の問題は1種類だが、性的マイノリティの問題は何種類かのグループに分かれる。例えばA～Cのグループがあるとする、Aグループの問題を解決する施策を実施した場合、A～Cグループ間の平等については議論すべきではなく、特に人権侵害が大きいと判断したAグループの問題をまず解決すること自体は間違いではない。現実的には、段階的に問題を解決するしかない。性的マイノリティの一部のみを取り上げて施策を実施することをしないとするのは、A～Cグループ間の平等を考えると同じであり、平等権について曲解していることになる。そのため、そのような理由を前面に出すのはあまりよくない。

(委員) 整理番号1001の意見のようなパートナーシップ制度についての意見に対し、具体的な取組は広く検討するとされているが、実際の検討状況はどのようになっているか。

(区側) 推進計画の改定も予定しており、新しい内容も盛り込んでいきたいと考えているが、自治体としてできることとできないことがあることも踏まえて検討する必要がある。理解促進は区としてできることであり、進めていきたい。

(委員) 整理番号1001の意見のうち、自治体ができることはマイルシェアについての意見ぐらいではないか。住民票等を取得する際に委任状がないと取得できないことについては、同性パートナーであることを理由に住民票を発行された人がその住民票を悪用されて区に文句を言った場合に、区は対応の仕様がな。これは法律で解決する問題である。入院中に家族として扱われないことについても、他の親族からなぜ開示するのか問われた場合に、病院側も対応が困難である。記載された困難を区のレベルで解決するのは、それ程簡単なことではなく、家族の定義を変え

なければ難しい。親密圏としての家族を国が認証するような制度を設けない限り、地方自治体のレベルで実施しても混乱を招くのではないか。

(委員) 全ての人を救うのは難しいことであるが、パートナーシップ制度を導入することで少しの人でも救うことができるのであれば、前向きに検討するべきである。整理番号1001の意見のうち、解決できる問題がマイルシエのみであったとしても、ないよりはよい。全員を救えないことは、実施しない理由にはならないのではないか。

(委員) 目黒区の条例の特性はどのような点があるだろうか。

(区側) 23区で最初に制定したという点も特徴として挙げられるが、推進体制の部分が大きな特徴である。男女平等・共同参画審議会とオンブーズを両方設置しており、審議会から毎年度客観的な評価をいただいていると同時に、オンブーズにより男女平等・共同参画を阻害する事項等処理することができる体制を設けている点が大きな特徴であると言える。

また、平等と共同参画の考え方を両方とも条例の名称に取り入れている点も他にはあまり例がない。いまだに男女平等が達成されていないという問題意識と未来の理想型として共同参画していくという意味が込められている点も特徴であると考えている。

(委員) 確かに、現行条例が制定された当時のこととして、男女平等がまだ実現されていないため、その言葉は入れるように提言した。審議会の位置付けについても、受け身ではなく、積極的に区に意見を言えるような仕組みにするよう提言した。さらにオンブーズまで設置していることを考えると、より強く推進していくという体制になっている。第三者が事業評価をしている自治体は港区や神奈川県など一部の自治体に限られる。中でも、毎年、区民意識調査を実施しているのは恐らく目黒区だけである。

(委員) 同性パートナーシップ制度については、区議会で陳情が不採択になったということは、目黒区での導入は難しいということではよいか。

(区側) 同性パートナーシップ制度については、まだ今後の課題であると認識している。

(委員) パブリックコメントの結果については、今回の改正骨子案において条例の名称に性の多様性が加わることでされたため、同性パートナーシップ制度についても意見を出してよいのではないかと考えた人が声を出してきた結果だと思う。パートナーシップ制度についての対応区分は3であり、事業実施の中で趣旨を踏まえて努力するとされているため、区がこれから何かを実施していくという捉え方をしてもよいと思った。

(委員) パブリックコメントをメールで行った方は、全員目黒区民や在勤等の方々なのか。

(区側) 多くは在住の方であり、住所や所在地等で要件を確認している。

(委員) 整理番号2002について、どの会派からの意見が開示することは可能だろうか。

(区側) 会派意見も含めて個別の提出者のことについては差し控えたいが、会

派によっては意見内容を公開していることもあり、また、区議会の会議録を見ると議会における発言の詳細が記載されている。

(委員) 整理番号1011の対応区分について、「男女」と指定してよいところと、より対象を広げるべきところがあるという審議会での議論が反映されて1にされているのだと思うが、同じような意見が整理番号1002の枝番1にある。こちらは「区民」に置き換えることを述べているが、趣旨は「男女」と特定してよいところと、対象を幅広くしなければ排除される人が出てしまうことを主張しているため、1011と同じではないか。対応区分1が一つでも多い方がよいのではないかと思つての意見である。

(区側) 整理番号1002の意見では、「男女」という用語を減らすことが求められており、男女格差の問題がある中で純粋に「男女」の文言を減らすことは、区が考える方向性とは少し異なるため、対応区分を4としている。整理番号1011の意見は、「男女」という用語を減らすのではなく、性自認に配慮された表現にしてほしいということが趣旨になっており、その点が対応区分の違いにつながっている。

(委員) 条例の文言に出てくる「男女」や「性的マイノリティ」等は、救済されるべき人として記載されている場合と、救済する側の人として記載されている場合がある。区民はこれのようにしなければならないというような規定になっている部分については、救済する人としての規定であり、その場合は「区民」としてもよいが、救済される側の人を表現する際に抽象的な文言にすると、何の話かわかりにくくなる。救済されるべき人を表す場合は、「性的マイノリティの人々」や「差別を受けている女性」などのように対象を明確にするべきである。それを全て「区民」に置き換えるのは難しいのではないか。整理番号1011は救済されるべき人について述べられており、その点が整理番号1002とは異なる。

(委員) 「区民」のように置き換えてしまうと、訴える効果が矮小化してしまう恐れがある。

(区側) 対応区分については、これまでの審議会での意見も踏まえて検討したものである。

(委員) 表現の難しさもある。「男女」以外に適した言葉がないため、現状では「男女」と表現せざるを得ないのではないか。

(委員) 戸籍上、男又は女として生まれてきてしまっているため、仕方がない部分もある。ただし、どちらでもないと自認する人が、自分が排除されていると感じないようにするために、より適した言葉を検討していかなければならないのではないか。

(委員) 「男女」という言葉が、生まれた際の性を表すものではないと考えれば、使われ方も変わってくるかもしれない。セクハラについても、最初は「性的いやがらせ」と言っていた。英語の方が表しやすい場面は多くある。

(委員) 外来語を使うと、従来の日本語のイメージとは関係なく物事を定義で

きるメリットがある。

(委員) ファッションにおいては、「ユニセックス」という言葉もある。

(委員) 条例においてカタカナを使うことについての制限等はあるのか。

(区側) 他に言い表すことが難しい場合等については、使用することも可能である。ただし、できるだけ使わないのが基本的な考え方ではある。

(委員) 男女平等の問題と性的マイノリティの問題を区別して規定すべきという審議会での議論があったが、そのことについては、基本的な考え方の中には記載されないのか。

(区側) 骨子案ではなく、具体的な改正案を作成する段階において検討していくことと考えている。

(委員) そのことが記載されていれば、整理番号1011の意見は出される必要がなかったのかもしれない。

(委員) 整理番号1013の枝番3について、下線部分については、もう少し柔らかい表現にすることはできないだろうか。

(委員) 文末は「努めるものとする」となっており、比較的柔らかい表現になっているのではないか。

(委員) 区の責務は義務の規定になっており、事業者と区民については、それよりは弱い規定になっている。法律でも同様のことはよくあり、行政だけではなく、区民もそれに協力してほしいという趣旨であると言える。

(委員) 条例の文言は行政用語になってしまうため、一般的な文章よりも難しく、もう少し分かりやすく解説する副読本のようなものがあったもよいのではないか。浸透しなければ良い条例を制定してもあまり意味がない。次期計画では、そのようなことについても盛り込んでいただきたい。

(委員) 整理番号1014の枝番2では、オンブーズについて敷居が高いという意見がある。実際にこのような状況なのだろうか。

(委員) 名称が大きな要因ではないだろうか。

(委員) 人々の家族観について、少しずつ変化を促していかなければパートナーシップ制度のような制度の導入は難しいのではないか。最近発表された来年度の税制改正大綱では、ひとり親世帯の減税などの話が出ており、反対する人もいる中で実施する方向のようである。パートナーシップ制度など、性の多様性の尊重に向けた取組についても、もう少し踏み込んだ表現にしてもよいと思うが、何か良い方法はないだろうか。

(区側) 審議会としての考えの表明であれば、今回の審議会答申に盛り込んでいただくというのが一つの方法になる。

(委員) 男女平等・共同参画推進計画やセンター等の名称に性の多様性に関する内容を加えることについてはどうか。

(委員) パブリックコメントの意見にもあるとおり、区民が意識し親しみやすい名称がよいと思うが、正しく表そうとすると長い名称になり、長い名称は親しみにくいため、両立するのが難しい。

(委員) 親しみやすさは、長く続けるうちに生まれるものではないか。

- (委員) センターやオンブーズはもう少し短めにしてもよいかもしれない。
- (委員) 今回は現在の名称よりも長くするかどうかという話になってしまう。
- (委員) 長過ぎることを仕方がないと考え、正しく表すことを重視するののも一つの考え方である。
- (委員) 名称よりも中身の問題の方が重要であり、例えばオンブーズについては、性的マイノリティの問題についてもオンブーズを機能させるかどうかについて議論するのがこの審議会の役割ではないか。性的マイノリティの問題についてオンブーズがどのように機能することができるかを含めて検討すべきである。
- (区側) 条例で目指す社会づくりの対象が広がるため、オンブーズの所掌事項には加わることになる。
- (区側) 基本的には名称は変更しないということでよいだろうか。ただし、推進計画については、来年度に改定の予定があり、具体的な施策を進める上で分かりやすい方がよいため、名称は区側で少し検討させていただきたい。

3 その他

次回の審議会の予定

- ・次回は令和2年2月6日の18時30分から総合庁舎内で開催する。
- ・会場は別途開催通知で案内する。

4 閉会

以 上